

# 「子ども環境保健法」(仮称)の立法提言

2003年6月

「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」

代 表 立 川 涼

東京都豊島区北大塚 2 - 29 - 5 ダイカンプラザ 1階

環境市民ひろば 内

TEL 03-5907-1411 / FAX 03-5907-1412

E-mail: kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp

<http://www.kokumin-kaigi.org>

## 第1．提言の理由

### 1．環境中の有害物質による子どもへの脅威

いま、子どもを取り巻く環境には有害物質が溢れています。まず、食べ物や飲料水の中には、食品添加物や残留農薬、重金属などが含まれています。住まいの中にも、床、柱、壁、じゅうたん、家具、防虫剤、殺虫剤などにさまざまな有害物質が使われています。このほか衣類やおもちゃ、化粧品、医薬品などにも多種多様な有害物質が含まれています。

子どもたちが毎日通っている保育所や学校も決して例外ではありません。校庭の除草や校内消毒に使用される農薬類、プールの消毒剤、校舎の建材、さらには学校給食まで、さまざまな有害物質が使われています。最近では、こうした有害物質に鋭敏に反応してしまうため学校に通えなくなる「シックスクール症候群」の子どもたちも現れ、深刻な問題になっています。

さらに、有害物質は、母胎の中や母乳中にも含まれています。これらが胎児や乳児を汚染し、子どもの発達に重大な影響を及ぼす可能性があることが指摘されているのです。

このように、今、子どもたちは、環境中の有害物質による健康への著しい脅威に直面している（後述の「マイアミ宣言」）と言わざるを得ません。

### 2．子どもは「小さな大人」ではない

こうした有害物質による健康被害を防止するために、環境基準や食品安全基準などの各種基準値等が定められていますが、それらは大人をベースにしたものがほとんどです。

しかしながら、成長段階にある子どもは、大人と比べて、こうした化学物質の影響を受けやすいことが知られています。化学物質の感受性は成長段階によって大きく異なります。例えば妊娠初期は特に感受性の強い時期で、極めて微量の化学物質でもその後の発達に不可逆的な影響を及ぼしてしまうことが懸念されています。

また、子どもは解毒能力の発達が未成熟です。2ヶ月齢以下の子どもは、年長の子どもの大人よりも化学物質の半減期は2～4倍長いことが報告されて

います。このため子どもは大人よりも影響を受けやすいのです。

さらに、子どもは何でも物を口に入れたり、床や土の上をはいはいしてまわることが少なくありません。このため子どもは大人よりも化学物質の曝露量が多くなります。また、体重あたりの水や食物の摂取量や空気の吸引量を比べると、子どもの方が大人よりはるかに多いのです。例えば生後6ヶ月児では、体重あたりの水分摂取量は大人の7～8倍、食物の量は3～5倍に達することが知られています。このため、体重あたりの量に換算すると、子どもの方が化学物質の曝露量が多いのです。

子どもは、決して「小さな大人」ではありません。こうした子どもの特性を考えると、子どもの健康を守るためには、大人をベースにした安全基準では不十分であると言わざるを得ません。

### 3. 子どもの環境保健に関する8カ国の環境リーダーの宣言（マイアミ宣言）

1997年、G8の環境大臣会合で、こうした環境中の有害物質による子どもの健康への脅威を認識し、子どもの健康を守るための取り組みを行うことを宣言した「マイアミ宣言」が採択されました。

同宣言は、子どもの脆弱性を考えると、現行の保護レベルでは十分に子どもの健康を保護できないことがあり得るとの現状認識に立ったうえで、「暴露の予防こそが子どもを環境の脅威から守る唯一かつ最も効率的な手段」であると明言しています。そして、各国は、子どもの環境保健を環境問題の最高の優先順位として取り組むことを誓い、具体的課題として、子どもの特徴を考慮した環境リスク評価と基準の設定、子どもの鉛曝露の低減化、飲料水の安全、室内及び室外の大気環境の質の改善、環境たばこ煙のリスク削減、内分泌攪乱化学物質による子どもの健康影響の防止、子どもの健康に対する地球の気候変動の影響の考慮、を挙げています。

### 4. 子ども環境保健向上のための取り組み

2002年のヨハネスブルクサミットに向けたG8環境大臣会合でも、「子どもの環境保健は、G8の環境大臣にとって特に関心の高い問題である」として、マイアミ宣言が再確認されています。現に、各国や国際機関では、マイア

ミ宣言を実行すべく、さまざまな取り組みが始められています。

アメリカEPAでは、「子どもを環境リスクから守るためのアジェンダ」を策定し、食品・飲料水に残留する農薬の基準値の見直しや子どもの環境リスク評価に関する調査研究、親や家族への情報提供・教育などを推進しています。

WHOと欧州環境庁は、環境中の有害物質による子どもの健康影響についての共同報告書を公表しています。同報告書では、環境因子による子どものリスクの主なものとして、喘息、負傷、神経発達障害、発がん、食品・飲料水起因の疾病をあげています。また、環境因子が関連する世界全体の疾病負荷のうち、40%以上が5歳以下の子どもにふりかかっていると試算しています。そして、こうした子どもの環境リスクへの政策的対応として、予防原則の重要性が指摘されています。

わが国でも、東京都が先進的取り組みを行っています。東京都では、「化学物質の子どもガイドライン」の策定に取り組み、既に「鉛ガイドライン塗料編」・「室内空気編」を発表し、現在「農薬編」を策定中です。

## 5. 「子ども環境保健法」の制定の必要性

国レベルでは、クロルピリフォスについて子どもの指針値が設けられたり、鉛や窒素酸化物（NOx）について子どものリスクも考慮して基準値が定められた例もありますが、それらは少数で、現行の基準値等の大半が大人をベースにして設定されたままです。現行の基準値を全て子どものリスクを考慮して見直すというような体系的な取り組みはなされておられません。

また、子どもの環境保健問題は、環境省をはじめ厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、文部科学省などの省庁に分かれて所掌されています。しかし、子どもの健康を守るためには、予防原則に立脚し、包括的な見地から、複合的対策を総合的・計画的に講じることが不可欠です。

そこで、国民会議では、以下の内容を盛り込んだ「子ども環境保健法」（仮称）の制定を提言します。わが国がマイアミ宣言で約束した事項を誠実に履行するという意味でも、こうした法整備が求められています。

国民会議では、ブックレット『化学汚染から子どもを守る』を出版し、子どものリスクを減らすための具体的行動を提案しています。しかし、こうした個

人的努力だけでは限界があります。やはり、国レベルで、基準値の見直しと有害物質の製造・使用規制、代替化の促進に取り組む必要があると思います。

物言えぬ子どもたちの健康を守ることは、私たち大人の責務だと思います。私たちの提言を十分ご検討いただき、子どもが安心して生まれ育つことのできる環境を確保するために、その具体的取り組みを精力的に推進されますようお願いしております。

## 第2. 「子ども環境保健法」(仮称)の内容(骨子)

### 1. 目的

環境中や食品・飲料水・製品に含まれる有害物質について、予防原則の考え方に立脚して、リスク削減の措置を講じることにより、子どもの健康への悪影響を未然に防止し、もって有害物質のない環境で生まれ育つ子どもの権利を実現することを目的とする。

### 2. 定義

- (1) 「子ども」とは、胎児および15歳以下の小児をいう。
- (2) 「製品」とは、子どもの生活空間に影響を及ぼすおそれのあるあらゆる製品等をいう。
- (3) 「環境保健」とは、環境中や食品・飲料水・製品に含まれる有害物質による健康への影響を予防し、健康にとってよりよい環境を作り上げることを行う。

### 3. 有害物質のない環境で生育する子どもの権利

すべて子どもは、有害物質のない環境(母胎内を含む)で生まれ育つ権利を有する。

### 4. 基本理念

#### (1) 予防原則

国は、科学的知見が十分でないときであっても、子どもの健康への悪影響を未然に防止するために、必要な対策を講じなければならない。

#### (2) 代替の原則

ある物質による子どもの健康への悪影響が疑われるもののいまだ科学的証明にまでは至っていない場合であっても、当該物質よりも健康影響・環境負荷が低減化された代替物質が存在している場合には、国は代替化を推進する施策を講じなければならない。

#### (3) 情報提供の原則

国は、親や家族による子どもの健康へのリスクを回避するための行動選択が可能となるように、環境中や食品・製品に含まれる化学物質のリスクに関する全ての情報をわかりやすく提供しなければならない。

### 5. 関係者の責務及び役割

#### (1) 国の責務

国は、基本理念にのっとり、環境中及び食品・飲料水・製品に含まれる有害物質による子どもの健康への悪影響を未然に防止するために必要な施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

#### (2) 地方公共団体の責務

地方公共団体（都道府県及び市町村）は、環境中及び食品・飲料水・製品に含まれる有害物質による子どもの健康への悪影響を未然に防止するために特に重要な役割を果たすものであることにかんがみ、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担の下に、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。

#### (3) 事業者の責務

食品・製品の製造・輸入・使用・販売者（以下、事業者という）は、その製造・輸入・使用・販売にかかる食品・製品に含有される物質の子どもの健康に与える影響を把握し、当該物質により子どもの健康に係る被害が生じることのないようにしなければならない。

事業者は、その事業活動を行うにあたっては、その事業活動に係る食品・製品に含有される物質名及びそれらが子どもの健康に与える悪影響に

関する正確な情報の提供に努めなければならない。

(4) 保育・学校関係者の責務

保育・学校関係者は、保育園・幼稚園、学校において有害物質による子どもの健康被害が生じることがないように環境保健の維持・向上に努め、必要に応じてその改善を図らなければならない。

(5) 子どもの保護者・市民団体の役割

子どもの保護者・市民団体は、環境中や食品・飲料水・製品に含まれる有害物質による子どもの健康への影響について理解を深めるとともに、子どもの環境保健の向上についての施策について意見を表明するよう努めることによって、子どもの健康被害を未然に防止するために積極的な役割を果たすものとする。

6. 子ども環境保健リスク評価の実施と基準値の設定

(1) 国・地方公共団体は、環境中や食品・飲料水・製品に含まれる化学物質について子どもの環境保健リスク評価を実施し、それに基づいてリスク削減のための必要な措置を講じる。

(2) 上記のリスク評価に当たっては、できる限り複合的影響評価を勘案し、予防原則に則って実施すること。

(3) 環境大臣は、食品・飲料水・製品・環境に関する現行の基準を子ども環境保健リスク評価の観点から見直し、必要な場合には、子ども環境保健委員会の意見を聴いて、子どものための特別の基準値の設定を関係大臣に勧告することができる。

7. 子ども環境保健リスク削減計画の策定、実施

(1) 国は、子ども環境保健委員会の意見を聴いて、基本理念に則り、子どもの環境リスクを削減するための基本的な計画を策定、実施する。

(2) 地方公共団体は、国の基本計画を勘案し、基本理念に則り、当該地域の「子どもの環境リスクを削減するための計画」の策定・実施に努める。

8. 「子ども環境保健委員会」の設置

#### (1) 所掌事務等

- ・ 子ども環境保健リスク評価を実施する
- ・ 評価結果に基づき、関係大臣に必要な措置を勧告する
- ・ 子ども特別基準値の設定につき環境大臣に意見を述べる
- ・ 国の「子ども環境リスク削減基本計画」の策定につき意見を述べる
- ・ 同計画の実施状況を監視し、関係大臣に必要な勧告をする
- ・ リスクコミュニケーションを推進する
- ・ 必要な科学的調査及び研究を行う
- ・ 関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、実施する
- ・ 環境大臣から事業者の有害性情報の通知があったときは、関係機関に必要な勧告をする
- ・ 子ども・市民・市民団体からの申し出を受けて、関係機関に必要な勧告をする

#### (2) 組織等

委員は、医師、看護師、保健師、公衆衛生・産業衛生の専門家、環境毒性学者、保育・学校関係者、子どもの保護者代表、市民団体代表などから構成

#### 9. 子ども・市民・市民団体の申出権

何人も、子どもの環境保健の維持・向上のために必要な施策に関し、環境大臣又は前述の子ども環境保健委員会に対し、適切な措置を講じるよう申し出ることができる。

#### 10. 有害性情報の報告

- (1) 事業者は、その製造・輸入・使用・販売にかかる食品・製品に含有される化学物質について、子どもの健康へのリスクに関する情報を入手したときは、その内容を環境大臣に報告しなければならない。
- (2) 環境大臣は、前項の報告を受けたときは、それを子ども環境保健委員会に通知するとともに、関係機関への勧告等の必要な措置を講じるものとする。
- (3) 事業者が第(1)項の報告を怠滞した場合には、行為者及び法人に対して相当の罰則を課すものとする。



## 11．子ども環境保健センターの設置

- (1) 国・地方公共団体は、子ども環境保健センターを設置する。
- (2) 子ども環境保健センターは、食品・飲料水・製品に含有される有害物質による子どもの健康被害に関する相談に応じるとともに、子ども環境保健向上のための保健指導を実施する。
- (3) 国・地方公共団体は、前項の相談・指導を行う者に対し、必要な知識・技術を養成する教育体制を整備するとともに、その人材の確保にあたっては市民団体と協力する。

## 12．子どもの保護者、学校関係者への教育

国・地方公共団体は、子どもの保護者及び保育・学校関係者に対して、子どもの環境保健の向上のための教育を行う体制を整備する。

## 13．情報提供の推進

国・地方公共団体・事業者は、子どもの環境保健を向上させるため、必要な情報を国民にわかりやすく提供しなければならない。

## 14．表示制度の整備と適切な運用の確保

国は、子どもの環境リスクを削減するため、食品・製品の表示制度を整備するとともに、その適切な運用を確保しなければならない。

## 15．調査研究の推進

国は、有害物質による子どもの健康への影響に関する調査研究を推進しなければならない。

## 16．所管官庁

この法律の主管は環境省とする。